

議案第 6 9 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市総合福祉センターもえの丘の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市総合福祉センターもえの丘指定管理者

1 指定に係る施設の名称

北名古屋市総合福祉センターもえの丘

2 指定の相手方

北名古屋市西之保清水田 17 番地

社会福祉法人 北名古屋市社会福祉協議会

会長 高柳利清

3 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで